

資料1

策定 平成17年3月31日
変更 平成17年11月1日
平成18年4月1日
平成18年7月1日

中央卸売市場整備計画

抜 粋

平成18年7月

農林水産省

(別添1)

運営の広域化、地方卸売市場への転換その他の再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場及び取り組む再編措置の内容

	中央卸売市場の名称	取り組む再編措置の内容
卸売市場整備基本方針第2の1の(2)に規定する再編基準に該当する中央卸売市場	釧路市中央卸売市場	平成18年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	川崎市中央卸売市場南部市場	平成19年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	藤沢市中央卸売市場	平成19年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	三重県中央卸売市場	水産物部について、平成19年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	尼崎市中央卸売市場	平成19年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	福岡市中央卸売市場東部市場	平成26年度末までに福岡市中央卸売市場青果市場と統合し、廃止する。
	呉市中央卸売市場	検討中。 〔遅くとも平成18年度末までに具体的な取組内容及び実施時期を決定するものとする。〕
	下関市中央卸売市場	
	松山市中央卸売市場中央市場	
	松山市中央卸売市場水産市場	
佐世保市中央卸売市場干尽市場		
上記以外の中央卸売市場	大分市中央卸売市場	平成18年4月に地方卸売市場への転換を図る。

(注) 釧路市中央卸売市場、松山市中央卸売市場中央市場及び佐世保市中央卸売市場干尽市場については花き部、三重県中央卸売市場については水産物部が再編基準に該当する。